

### 審査基準と審査の視点および配点について（案）

重点項目（10点） ・ 
  一般項目（5点）      合計80点

審査基準	協働事業 企画書	審査の視点（企画書への記載事項要点）
事業の 目的・ 公共性	提案事業の 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施することにより、解決する課題、目指す状態が明確になっていること。</li> <li>・区民ニーズを把握しており、事業に公共性があること。</li> </ul>
企画力	課題解決の 手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に対しての手法が明確かつ妥当であること。</li> <li>・団体の特性（専門性・地域性）が活かされていること。</li> <li>・実現可能な内容であること。（法律等の課題、関係機関との調整など解決できる見込みがあること。）</li> <li>・地域や団体等との連携が必要な場合、その内容が盛り込まれていること。</li> </ul>
協働の 有効性	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体の役割、区に期待する役割が明確になっていること。 （区に依存するような内容になっていないこと。区のもっているノウハウなどを引き出し、活用できる内容になっていること。）</li> </ul>
	協働の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区と協働で行うメリット（きめ細かいサービスの提供、地域の実情に即した的確なサービスの提供、相互補完等）が期待できること。</li> <li>・事業を行うことで、地域課題の解決に向けた区民意欲の高揚や、地域活動の活性化が期待できること。</li> </ul>
協働の 実現性・ 実効性	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施規模（対象人数、対象数、実施場所、予算など）が適切であり、実現可能な内容であること。</li> <li>・事業の実施工程に無理、無駄がなく、実施可能な内容であること。 （準備から実施 企画、周知等を含む までの事業期間が明確かつ妥当な内容になっていること。）</li> </ul>
	事業の 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施規模に応じた人員が確保できていること。</li> <li>・事業の実施に伴う必要な人材（人員や専門知識を有する者、経験者など）や機材等の確保・配置ができていること。</li> </ul>
	事業成果の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果を判断するための指標が明確かつ妥当であり、具体的な成果として期待できる内容であること。</li> </ul>
	団体の過去 の活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業を実施するうえで、過去に類似の活動実績があること。</li> <li>・活動実績が活かされることが期待できること。</li> </ul>
	提案事業 実施年度 以降の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発展性、将来性（自立化など）が期待できること。</li> <li>・次年度以降も、協働の成果が活かされることが期待できること。</li> </ul>
事業費	協働事業 収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当であること。（提案内容を実施するために、妥当な経費見積もりになっていること。）</li> </ul>
	企画書 および 収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用に見合う成果が期待できること。</li> </ul>